

令和2年第1回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

令和2年2月25日(火)

午前10時00分開議

1 議事日程

- |     |        |                               |
|-----|--------|-------------------------------|
| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名                    |
| 第 2 |        | 会期の決定                         |
| 第 3 |        | 諸般の報告<br>(町長招集あいさつ)           |
| 第 4 | 承認第 1号 | 令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分について    |
| 第 5 | 議案第 1号 | 令和元年度永平寺町一般会計補正予算について         |
| 第 6 | 議案第 2号 | 令和元年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について |
| 第 7 | 議案第 3号 | 令和元年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について  |
| 第 8 | 議案第 4号 | 令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について     |
| 第 9 | 議案第 5号 | 令和元年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について |
| 第10 | 議案第 6号 | 令和2年度永平寺町一般会計予算について           |
| 第11 | 議案第 7号 | 令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について   |
| 第12 | 議案第 8号 | 令和2年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について    |
| 第13 | 議案第 9号 | 令和2年度永平寺町介護保険特別会計予算について       |
| 第14 | 議案第10号 | 令和2年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について   |
| 第15 | 議案第11号 | 令和2年度永平寺町下水道事業特別会計予算について      |
| 第16 | 議案第12号 | 令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について   |
| 第17 | 議案第13号 | 令和2年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について     |

- 第18 議案第14号 令和2年度永平寺町上水道事業会計予算について
- 第19 議案第15号 永平寺町防犯隊設置条例を廃止する条例の制定について
- 第20 議案第16号 永平寺町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の全部改正について
- 第21 議案第17号 永平寺町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第18号 永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第19号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第20号 永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議案第21号 永平寺町給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第26 議案第22号 指定管理者の指定について
- 第27 議案第23号 永平寺町上志比支所新築工事の請負契約締結について
- 第28 議案第24号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について
- 第29 諮問第1号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第30 議員派遣の件

## 2 会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3 出席議員（14名）

- 1番 松川正樹君
- 2番 上田誠君
- 3番 中村勘太郎君
- 4番 金元直栄君
- 5番 滝波登喜男君
- 6番 齋藤則男君
- 7番 奥野正司君
- 8番 伊藤博夫君
- 9番 長岡千恵子君

- 10番 川崎直文君
- 11番 酒井和美君
- 12番 酒井秀和君
- 13番 朝井征一郎君
- 14番 江守勲君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- 町 長 河合永充君
- 副町長 山口真君
- 教育長 室秀典君
- 消防長 朝日光彦君
- 総務課長 平林竜一君
- 財政課長 川上昇司君
- 総合政策課参事 永田敦夫君
- 会計課長 酒井宏明君
- 税務課長 清水昭博君
- 住民生活課長 佐々木利夫君
- 福祉保健課長 木村勇樹君
- 子育て支援課長 吉川貞夫君
- 農林課長 野崎俊也君
- 商工観光課長 森近秀之君
- 建設課長 家根孝二君
- 上下水道課長 原武史君
- 上志比支所長 山田孝明君
- 学校教育課長 多田和憲君
- 生涯学習課長 清水和仁君

6 会議のため出席した事務局職員

- 議会事務局長 坂下和夫君
- 書記 坂ノ上恵美君

書

記 竹 内 啓 二 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（江守 勲君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る2月17日、町長より令和2年第1回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、ご健勝にて一堂に会し、ここに本会議が開会できますことを心より厚く御礼申し上げます。

本定例会は、令和2年度当初予算を審議する重要な議会であります。提出された諸議案は、令和2年度予算案及び令和元年度補正予算案のほか、条例の制定及び改正等、町民生活に重大な関連があり、かつその内容も多種多様にわたる膨大なものでございます。

議案の内容につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、議会といたしましても町民福祉の増進の見地から十分の検討を加え、町政運営上に力強く反映すべく努力いたしたいと存じます。したがって、議員各位の綿密周到なご審議により、適正にして妥当なる議決に到達いたしますよう念願するものでございます。

既に早春とは申しながら、余寒なお去り難い折から、皆様にはひとしおご自愛を賜りまして、本町議会の審議にご精励くださいますようお願い申し上げ、開会のご挨拶といたします。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長並びに各課長の出席を求めてあります。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより令和2年第1回永平寺町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（江守 勲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番、上田君、3番、

中村君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日、2月25日から3月18日までの23日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日、2月25日から3月18日までの23日間に決定しました。

～日程第3 諸般の報告～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

諸会合への出席状況報告書を皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどお願いいたします。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告に代えさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、町長より招集の挨拶並びに所信表明を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） おはようございます。

令和2年第1回永平寺町議会定例会の開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

朝夕の寒さは厳しいものの、日だまりの暖かさに春を感じる季節となりました。

議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心からお喜び申し上げます。本定例会のご案内をさせていただきましたところ、ご多忙の中ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年は記録的な暖冬となり、1月における積雪はゼロ、2月に入りましてもまとまった降雪は観測しておらず、除雪車の出動も地域を限定した出動1回にとどまっております。県内スキー場におきましても雪不足により営業ができず事業を断念するところも出てきており、地域経済にも影響を与えているところでございます。

また、世界的に猛威を振るっております新型コロナウイルスについては、昨年12月、中国湖北省武漢市において発生が報告されて以降、感染者数が増え続けております。国内でも北陸で初の感染者が出るなど、日に日に感染者が増えており、死亡に至るケースも出てきております。

福井県におきましては、福井健康福祉センターをはじめ、地域毎に相談窓口を設置し対応しているところであり、県民に対する情報の発信や、市町担当者を集めた担当者会議を開催し、国、県の対応状況や、県と市町の今後の連携体制の確認など準備を行っているところであります。

永平寺町におきましては、公共施設入り口にアルコール消毒液を設置し来庁者に手洗いを励行するとともに、町のホームページやケーブルテレビでも、感染症対策や、発熱などの症状がある方の連絡先などの注意事項を掲載し、情報発信に努めてまいります。

また、県内での感染が確認された場合には、感染症対策行動計画や業務継続計画に基づき迅速に対応し、国からの情報に注意を払い、県や関係機関と緊密に連携し、町民に対し正確な情報を素早く発信できるように体制を整えてまいります。

なお、2月17日に、本町と友好交流関係を結んでおります中国江蘇省張家港市でコロナウイルスの感染防止に大変苦慮されているとの情報があったため、支援の一環として、町が備蓄する医療用マスクの一部約5,000枚を張家港市へ送りました。一刻も早く事態が収束することをお祈りしております。なお、町として、緊急時に必要なマスクやアルコール消毒液は既に確保しております。

また、本日より、窓口業務担当職員については、予防のため、マスクを着用して業務に当たっております。

それではまず、総務課における主要事業等について申し上げます。

近年の多様化、凶悪化する犯罪が大きな社会問題となっていることを受け、犯罪から町民の生命や財産を守る手段として、防犯カメラは、高い犯罪抑止効果だけでなく、捜査への活用にも有効であることから、その重要性が認識されており、地域の防犯力向上と地域の見守り活動を補完することを目的に、自治会が管理する防犯カメラの設置に対する経費の一部を支援し、安全で安心なまちづくりを積極的に推進してまいります。

さらに、災害発生時における迅速かつ的確な援助のための取組として、防災スカーフの作成と配布を実施します。災害時において、外見では分からなくても援助や配慮を必要としている人が、このスカーフを着用することで周囲の方に配慮

を必要としていることを知らせる手段となり、必要な援助を得やすくできる災害時用の思いやりスカーフによる支援体制の強化に努めます。今後はヘルプマークの普及と併せて普及促進を図ってまいります。

同じく災害発生時の避難所機能強化対策として、避難所における照明、空調、情報通信といったインフラ機能を確保することは重要であり、長期間の停電が発生した場合、テレビや携帯電話等による情報の入手や救援要請、安否確認情報の発信に支障を来すことが予想されることから、指定避難所に非常用自家発電機を段階的に整備し非常用電源を確保することで、避難所機能の強化と安定した維持を図ります。

災害時における応急給水対策として、給水車を導入します。給水車の導入により避難所単位での直接給水が可能となり、災害に強いまちづくりに寄与するものと考えております。

災害に備える日頃からの準備として、自主防災組織のリーダー研修会を開催します。北海道胆振東部地震や西日本豪雨災害、昨年の東日本台風、房総半島台風など各地で甚大な被害をもたらした大規模災害は、いつ、どこで発生するか予測ができないことから、防災情報に合った取るべき避難行動を分かりやすく伝達することが重要となっています。今回の研修は、実践的防災・危機管理の第一人者である防災システム研究所所長の山村武彦氏から、安全を勝ち取るための備えを学び、町内の自主防災組織の強化と住民の防災意識のさらなる向上を目指します。また、平成28年度以降、町が行ってきた取組についても、専門的見地から評価、検証していただき、今後の改善に反映してまいります。

空き家対策の拡充事業といたしまして、現在、当町には327軒の空き家があり、特に荒廃が進んだ危険な空き家は、倒壊等による事故や治安の悪化、火災等の危険性が危惧されています。今後も空き家の軒数は増加傾向にあり、危険を未然に防止するために、空き家の解体、撤去に係る経費の一部を補助することで、町民の安全で安心な暮らしの確保や良好な景観及び生活環境の保全に努めます。

その一環として、令和2年度より、準老朽空き家の解体撤去、商工観光課における事業者向けの空き家の有効利用に係る補助を拡充することとし、一層の効果が図られるものと考えております。

志比北・鳴鹿山鹿地区における近助タクシーの試走状況についてご説明します。

利用登録者数は197名で、利用者数は1月末現在で延べ256人となっております。定期的にドライバーや浄法寺郵便局と意見交換会を開催しておりますが、



ドライバーからは前向きな改善案が出てきており、4月以降は思い切った見直しを行いながら、利用者の利便性向上に向けた取組を継続してまいります。

近年、地方自治分野では、「協働」という言葉が頻繁に使われております。単に一緒にやるだけではなく、行政と町民団体や事業者などが対等な立場で努力し、その成果と責任までも共有し合うものであります。

住民ニーズが複雑、多様化する昨今、行政だけでは対応し切れないケースも出てきております。そのような中、永平寺町において、様々な分野で協働の動きが見かけられるようになりました。また、地域自らが主体的に行う取組も増えてきております。地域の課題に地域自らまたは地域同士が連携し、世代を超えた活動も継続的に行われております。このような取組に、町としてもできる限りの支援をしてまいりたいと考えております

町職員の働き方改革につきましては、職員が健康で生き生きと働くことによって、その能力を最大限に発揮し、行政サービスを向上させるためには、仕事と生活の調和が取れた働き方と健全な職場環境の構築が重要であります。ノー残業デーの徹底や有給休暇の取得促進などを図ることによって、職員一人一人の意識改革を促し、働き方が変わることを実感することにより、限られた時間の中で、効率的、効果的に職務に取り組めるように努めてまいります。

また、町民サービスの向上及び業務の効率化を図るために、民間活力の利用に加え、技術革新にも目を向け、RPAなどの最新のICT技術を活用し、業務の効率化に向けた検討や、タブレット端末活用による会議資料や打合せ資料などのペーパーレス化を推進していくことにより、環境負荷の低減や時間的、財政的なロスを縮小し業務の効率化を図り、さらなる町民サービスの向上につなげてまいります。

会計年度任用職員につきましては、昨今、行政に求められる様々な課題や、高度化、多様化する町民ニーズへの対応など、町が担う業務はますます増加しています。こうした中、必要な正規職員数は確保しながら、非常勤職員の活用、事務事業の見直し、組織体制の最適化などにより、職員数の適正化に取り組んでおります。

地方公務員法及び地方自治法の改正により新たに会計年度任用職員制度が創設され、町行政事務の一端を担っていただいております非常勤職員は、令和2年度から会計年度任用職員に移行することになります。今回の法改正は、同一労働同一賃金の考え方に基づき処遇を改善し、給与、諸手当、休暇、職務等に関し、適

正な制度運用に努めるとともに、現在の機構についても、将来の財政状況や事務事業の状況を踏まえ、よりよい形を模索してまいります。

次に、総合政策課について申し上げます。

自動走行推進事業につきましては、平成30年から行ってきた実証実験の結果を基に、来年度も引き続き、コスト削減に寄与する遠隔ドライバーによる複数の自動走行車両の運用や、旅行業者との連携、乗車料金の決済方法などについて、国、まちづくり会社などと連携し実証実験を行いながら、持続可能な事業計画を策定し、令和2年度中の実用化を目指してまいります。

土地開発事業につきましては、公共施設再編計画に基づく山王地区にありました上志比中央プール跡地において3区画の小規模宅地を整備し、町有地の有効活用と町への定住促進を図ってまいります。

I o T推進事業につきましては、永平寺町I o T推進ラボを中心として各種セミナー等を開催し、ニーズの発掘、技術導入、開発などへの提案、実用化に向けた課題解決への支援を行い、新産業の創出や業務効率化による生産性向上を促すことにより地域産業の振興に貢献してまいります。

また、四季の森文化館をI o T等の推進拠点として、利活用策を継続して検討してまいります。これまで取り組んできた永平寺のブランド、また永平寺町を訪れた多くの人たちのつながりを基に関係各課と連携し、永平寺町の立地環境などをPRしながら企業誘致に取り組んでまいります。また、建設課におけるマスタープランの見直しによる土地利用の見直しが可能かどうかの検討も進めてまいります。

次に、税務課について申し上げます。

永平寺町の主要な税目である個人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、これら4税の平成30年度現年度課税分の収納率は99.23%で、平成24年度と比較して1.44ポイント増となり、県内でも上位に位置しております。今後もこの収納率を維持していくよう努めてまいります。

また、平成30年度の滞納繰越分の調定額は、滞納整理や適正な不納欠損処理を進めてきたことにより、平成24年度と比較して約1億9,000万円減の7,600万円となっております。

この一方で、収納率が高いことだけをよしとするのではなく、生活困窮者には、平成30年4月1日に施行した永平寺町債権管理条例第19条に規定している生活再建に向けた適切な指導または助言を、庁内関係各課、弁護士等の外部アドバ

イザや関係部局と連携してそれぞれの状況に合った対応を引き続き取ってまいります。

次に、住民生活課について申し上げます。

町民の窓口サービス業務を預かる部署においては、より効果的、効率的な窓口サービスの在り方を検討することを推進し、拡大する行政需要に的確に対応しながら行政サービスの質の向上と業務の効率化を同時に図り、窓口業務改善の取組を着実に推進してまいります。

改正健康保険法が成立したことにより、令和3年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用可能となるほか、マイキープラットフォームを活用したマイナポイント、住民サービス向上機能が拡大されることを受け、役場窓口で写真撮影を行うなど申請手続を簡素化し、マイナンバーカードの申請受付時間を午後6時まで延長するほか、広報活動をより強化し、さらなる普及促進に取り組んでまいります。

証明書のコンビニ交付に関しまして、全国3万6,000店舗で午後11時まで利用できるという利便性を広報紙等での周知を強化することにより交付件数の増加に努め、発行事務の軽減を図ってまいります。

また、一般廃棄物の減量化及び不法投棄の抑制を強化することにより、循環型社会の構築と生活環境の保全に取り組めます。

新たな取組として、生活廃棄物の約85%が可燃ごみと言われており、その中でも大きな割合を占める生ごみの排出量を抑制するため、本年、段ボールコンポストの実証実験を行い、結果が良好であったため、この成果を広報紙等で広く周知するほか、講習会等で希望者にお試しキットを提供するなど普及促進に努めるとともに、雑紙の定時収集を実施することにより、環境基本計画の目標値である1人1日当たりの排出量690グラム達成を目指してまいります。

河川敷や林道への不法投棄がなくなる状況下で、不法投棄は法律違反であり、罰則規定もあることを強く周知するとともに、地域の実情に詳しい区長、環境美化推進委員と連携し、設置場所に応じた数種類の不法投棄防止看板を作成し設置するなど、不法投棄パトロールを強化し生活環境の保全に努めます。

昨年度策定しました地球温暖化対策実行計画で掲げた目標達成に向け、機器の新設、更新に当たっては、省エネ性能、CO<sub>2</sub>排出削減効果の高いものを優先的に採用するとともに、庁内エネルギー使用量の削減に向けた体制を強化し、取組成果を全庁で共有します。

平成30年度の公共施設における二酸化炭素排出量は、平成29年度に比べ8%削減されております。

また、地球温暖化対策の取組として、道の駅禅の里に無料の急速充電設備を設置し、電気自動車の普及に努めてまいりましたが、設置後4年が経過し、認知度も上がってきたため、課金装置を取り付け、24時間365日利用可能とし、さらなるサービス向上、普及拡大を図り、利用者拡大を目指します。

国民健康保険事業では、国保データベースシステムを活用し、永平寺町の疾病の特徴を分析し、保健センターと共に有効的な対策を講じ、医療費の抑制に取り組むほか、財政状況等を的確に把握し国保基金の積立てなど、国保財政をより強固なものとし、事業の持続可能な運営に努めてまいります。

また、国民健康保険加入者の健康増進を図るため、特定健診の受診率を向上させるため、集落毎のサロン等の会場に保健師と共に出向き、特定健診の重要性を周知し受診者の増加に努めます。

次に、福祉保健課について申し上げます。

全ての町民が一体となって福祉課題の解決に取り組み、笑顔あふれる優しいまちを実現するため、福祉・保健関連計画の最上位計画として第3次地域福祉計画を策定いたしました。

地域社会全体で子どもを養育し成長を支援していくとともに、年齢や障がいの有無等に関わりなく安全に安心して暮らせる共生社会や、次の誰かの支えに結びつく好循環の仕組みづくりが求められています。

町民一人一人が役割を持ち、理解し合い、町の強みである町民力、互近助のつながりを生かしながら、自分らしく活躍できる地域をつくり、住み慣れた地域で尊厳を持って生活できるよう、関係機関の皆様と分野を超えて相互に連携を図り推進してまいります。

第2次保健計画の推進に当たっては、体の健康づくりだけではなく、心の健康づくりも重要な課題になっており、誰もが生きることの包括的な支援を受けられるよう、計画の初年度に当たり、健康づくり行動目標の周知、啓発から実践に向けての支援をさらに強化し、笑顔に満ちた健康づくりを理念に取り組んでまいります。

生涯を通した健康づくりの推進、人生100年時代を見据えて健康寿命の延伸を図るため、幅広い世代が参加できる活動の場や、フレイル対策を含めた健康管理の徹底を図り、諦め層や無関心層と表現される世代が散見されることのないよ

う地域や職域へも積極的にアプローチし、健診、保健指導による生活習慣の改善を進めてまいります。

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの推進を図っております。今後重要になるのは、改めて地域コミュニティの形成であると考えております。地域課題を解決していくためには、重要な主体である自治会活動を支援していくとともに、町民発信で自らが支え手となる支え合いのまちづくりに向けた取組をさらに加速していくことが重要です。また、地域包括ケアシステムの根幹となる医療提供体制の整備も重要です。

効率的で質の高い医療提供体制に向け、病院完結型の医療から、病気と共存しながらでも地域で治し支える地域完結型の医療への転換が全国で進められており、地域医療構想として、医療機関の役割分担と連携、医療人材の確保、育成の方向性も併せて定められ、急性期、回復期、慢性期など、病態に応じた適切な医療提供を描いています。

その一つ、支える医療である在宅医療の充実に向け、永平寺町立在宅訪問診療所を昨年8月に開設しました。福井大学の指定管理の下、外来診療、訪問診療を提供するとともに、医療・介護従事者の連携体制構築や高齢者の健康チェックに取り組んでおり、地域で頼りにされる拠点を目指した運営に尽力いただいております。訪問診療では、患者と家族の生活に寄り添う多職種連携によるケアの形が見えてきたように思います。

まだまだかかりつけ医を持たない方や大きな病院への安心感を求める方は大勢いらっしゃるようですが、病院以外の場で自分らしい暮らしを最後まで続けられるよう、在宅医療を一つの選択肢として提供できるまちづくりを進めてまいります。

次に、子育て支援課について申し上げます。

幼稚園・幼稚園施設再編については、昨年度、幼稚園・幼稚園施設再編検討委員会に諮問し、6回にわたり検討委員会を開催し、活発に、また慎重にご議論いただき、昨年度3月末に検討委員会から答申を受けました。答申による、子どもたちの望ましい環境の整備を目的に、幼稚園・幼稚園施設再編計画の策定に向けて、議会にお諮りしながら進めております。町としましては、永平寺町の子どもたちの将来のために環境整備と安全、安心を確保すべく、計画策定に取り組むたいと考えております。施設再編計画については、幼稚園、幼稚園の保護者の方、地域住民の方にもご理解を頂きますよう丁寧に説明していきたいと思っております。

児童クラブにおきましては、昨年、松岡児童クラブを松岡小学校内に移転しました。体育館も利用できることから、活発に活動ができております。令和2年度には志比南児童クラブを志比南小学校内に移転するための調査、設計を行い、令和3年度に移転をしたいと考えております。

令和元年度に、令和2年度から令和6年度までの5年間の第二期子ども・子育て支援計画を策定しました。計画の推進を図り、子ども・子育て会議にて計画の進捗を報告し、ご意見を頂きながら着実に施策を進めてまいります。

核家族化の進行、女性の社会進出により、家庭での子育てが大変になってきております。子どもは家庭、地域、社会が連携して育てることが求められており、行政が果たす役割も増しているところです。その中でも、子育て世帯の経済的負担を軽減することが必要であり、子育てしやすい環境づくりの推進として、今年10月から子ども医療費助成の対象の拡充を図り、高校生までの子どもの医療費を無料化にします。

また、9月からの新たな取組では、多子世帯子育て応援事業として、世帯年収360万円未満で第2子以降の子どもを幼稚園等に預けず家庭で育児している世帯に育児手当を支給すること、また世帯年収360万円未満で第2子の保育料を無料にすることや、すみずみ子育てサポート事業では、所得制限を設けずに第2子の世帯までの利用料を無料にすることに拡充いたします。ひとり親家庭子育て安心プラン事業についても引き続き取り組んでまいります。

幼稚園、幼稚園においては昨年10月より、幼児教育無償化制度により、3歳以上の子どもの保育料等が無償化されました。子育て世帯には負担軽減になり、子育てに対する安心感が持てるものと考えております。

これからの幼稚園、幼稚園に求められるのは保育の質の向上と考え、園内研修の充実を図るとともに、包括連携を結んでいる仁愛女子短期大学と連携し、保育の質の向上に努めてまいります。

近年、幼稚園、幼稚園において気がかりな児童に対するケアが重要になっており、支援保育士を配置し、保育カウンセラーの指導を受けながら、気がかりな児童が集団の中で成長できるよう支援をしてまいります。

発達障がいの子どもの支援ですが、福井大学と連携し、発達障がいの子どもの持つ親子を対象に、保健師と共に、育児相談、親子遊びなど、その子に応じたプログラムを策定し支援をしています。今年度も引き続き実施し、子どもと保護者の支援をしてまいります。

要保護対策についてですが、全国では昨年度も児童虐待による子どもの痛ましい事件がありました。児童虐待は、子どもを守るために未然に防ぐことが大事であり、家庭相談員によるケア、学校や幼稚園等、県児童相談所、警察、民生委員と連携し、永平寺町から児童虐待が発生しないよう注意を払いながら努めてまいります。

次に、農林課について申し上げます。

農林水産業の振興につきましては、農家の高齢化、後継者不足が深刻な課題の中、農業委員会を中心に、将来の地域農業の在り方、後継者について、地域や集落に入って話合いの場を設け、継続的な農業を確立するため、人・農地プランの見直しを実施してまいります。

有害鳥獣対策事業におきましては、近年、集落近くまで猿や鹿などの出没が増加している中、地元住民の危機意識や行政と住民が連携した効果的かつ効率的な対応をするため、地区の中で鳥獣害対策リーダーを選出し鳥獣害対策に取り組む集落に対して、研修会や活動に対する必要な資材の補助など、新たな取組を進めてまいります。

また、豚コレラについては、依然、終息の兆しが見えない中、有害鳥獣期間の延長や報酬単価を増やすなど、継続してこれらの対応を進めてまいります。

米の需給円滑化の推進につきましては、全国的に米の需要量が下がり、生産調整率も厳しくなる中、米の過剰生産を防ぐため、米以外の農作物の作付を強化しておりますが、まずは、今年4月の農協合併による効果として、営農指導や生産者育成のさらなる強化を期待するとともに、本町におきましても、県下でも1農家当たり補助額がトップクラスの転作推奨作物補助金を継続し、県、JAと共に米価の安定と地域振興作物の推進に取り組んでまいります。

また、転作に係る機械導入支援や中山間農業集落支援として、里山里海湖ビジネス推進事業を活用した農家レストランの経営や、果樹苗木購入補助も継続して支援してまいります。

林業振興につきましては、令和元年度から導入された森林環境譲与税を原資として、林道の維持管理を支援する機械導入補助金の継続に加え、災害から住民の生命や安心、安全な暮らしを確保するため、地域ごとに取り組む山ぎわ森林整備事業補助金を新設し、人家や重要インフラに隣接する山際の危険木の伐採や間伐等の森林整備の促進に取り組んでまいります。

また、災害に強いまちづくりを目指して、地滑りの可能性が高い山林の山地災

害防止調査を実施し、地滑りの度合いや下流の集落への影響を早急に調査するとともに、県と共にその対策に取り組んでまいります。

さらには、対象地周辺の本町の観光施設や通信施設、既設林道の維持、人工林の保持にも努めてまいります。

次に、商工観光課について申し上げます。

永平寺町内における商工業者の減少や高齢化、後継者不足の歯止め、増加の一途をたどる空き家の解消を図るため、新たに永平寺町スタートアップ創業支援事業を実施いたします。事業内容といたしましては、永平寺町内で創業しようとする事業者に対し、町内の空き家等を活用することを条件に、店舗等に改修する経費や空き家を借りる家賃の補助を行うものです。改修費や家賃の補助を行うことで創業や事業継承の初期投資費用の負担軽減を図り、事業者の皆様のスタートアップをしっかりと支援させていただくことで、創業しやすい環境整備を行います。

また、商工会、地域金融機関、不動産業を営む皆様とも連携する仕組みを構築し、創業セミナーや相談会の拡充、空き家や店舗物件の共有を行い、創業するためのノウハウや事業計画、空き家や店舗、事業資金といった様々な観点からの支援を段階に合わせて行うことにより、創業者数の増加、事業継承環境の改善、町内商工業の活性化を図ってまいります。

また、昨年10月の消費増税による町内経済への影響の緩和、東京オリンピック後に予想される景気動向に対応するための施策を実施いたします。国では、消費増税による駆け込み需要の反動を緩和するための対策として、プレミアムつき商品券の発行や、キャッシュレス決済のポイント還元による対策を実施しております。

永平寺町としましても国の動向に合わせて、昨年10月にキャッシュレスセミナーを開催するなど、対策を行ってまいりました。今年度はさらに町内での消費拡大を促進し、今後予想される景気動向に着実に対応するため、町内事業者の皆様が実施しているポイントカード普及促進策をはじめ、セミナーの開催、経営指導、経営相談の強化を、町商工会を通じて連携、支援してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症による町内経済への影響については、商工会や町観光物産協会をはじめとした町内関係団体、経済産業省近畿経済産業局、国土交通省観光庁、福井県産業労働部や地域金融機関とも緊密に連携し、制度融資対象事業者の拡大や休業対策に関する情報の共有を既に行っております。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による資金繰りの特別相談窓口の円滑対応につ



いて、町内各金融機関に依頼を行い、各金融機関に窓口設置をしていただいているほか、町商工会でも経営相談の体制を整えております。これからも経済状況を注視し、しっかりと対応してまいります。

次に、観光情報発信事業については、令和5年春の北陸新幹線敦賀延伸や中部縦貫自動車道の全線開通、さらには令和7年の大阪・関西万博を見据え、永平寺町内へも県外やインバウンド観光客の増加が見込まれます。

このような将来ニーズを的確に捉え、永平寺町の魅力を発信するため、観光パンフレットの刷新や観光案内看板の再整備を行ってまいります。再整備に当たっては、北陸新幹線金沢延伸時、舞鶴若狭自動車道開通時の状況分析から、今後、レンタカーや自家用車を利用する観光客の増加が見込まれます。永平寺町に訪れた国内外のお客様にも分かりやすい案内看板表記となるよう、3年計画で整備を行う予定です。

外国語表記の作成に当たっては観光庁の事業を活用することとし、外国の方にもより深く永平寺町を理解していただくため、実際に永平寺町に来ていただいて表記を作成していただくことを考えております。

さらに、来年度から実施される福井県のふくい観光ビジョンの4つの柱である、観光でいかに「稼ぎ」、「ブームを起こし」、「世界を魅了し」、「心を満たしていくか」を実現していきたいと考えております。

永平寺町のブランド推進事業については、これまでSHOJINのブランドとして40件を超える商品を認定させていただいております。昨年度から、SHOJINセレクションの作成など、認定事業者の皆様も積極的に商品製作をしていただいております。広報活動においても、今年1月10日から東京ドームで開催されたふるさと祭りにも出展を行い、年を追うごとに認知度も高まっているとお聞きしております。

これからも、永平寺町のブランドの周知と販路拡大に向け、県外での展示会や商談会に積極的に参加し、知名度の向上と高付加価値な商品製作など、ブランド力の向上に向けた取組を、町商工会、町観光物産協会と連携して行ってまいります。

次に、建設課について申し上げます。

平成24年度から着手してきました町道大月藤巻線の歩道整備が令和2年度に完了の予定であります。引き続き、町道御陵32号線の歩道整備や通学路を中心とした区画線補修、また通学路及び未就学児合同点検で改善の必要がある箇所

の道路整備を実施するなど、交通弱者の安全確保の強化に努めてまいります。さらに、国の補正予算に伴い、国庫補助金を活用した浄法寺橋の修繕を実施するなど橋梁長寿命化に寄与するとともに、災害に対しても強い道路にすることで、同じく町民の安全確保の強化に努めてまいります。

次に、空き家対策については、空き家問題が年々深刻化する中、空き家に関する対策を総合的、計画的に実施するため、空き家対策特別措置法に基づく空家等対策計画の策定が本年度中に完了いたします。この計画に基づき、空き家を発生させないための予防から利活用、そして解体まで、関係課と連携を図りながら総合的な空き家対策を推進してまいります。

都市計画見直し事業につきましては、都市の形成と良好な環境の保全を図るために市街化区域と市街化調整区域に分けた区域区分は、無秩序な開発や災害の抑制に一定の効果があったものの、現在の区域区分は都市の拡大を前提とした時代のものであり、昭和45年の指定から大きく見直されておりません。人口減少社会を見据えた適正な区域区分や土地利用動向に応じた工業系及び住居系用途地域の見直しなど、今後の土地利用制度の在り方を検討し、利便性のある生活とゆとりのある暮らしを実現できる持続可能なまちへ再構築してまいります。

次に、上下水道課について申し上げます。

下水道事業特別会計では、懸案事項であった、老朽化が著しい中央浄化センターの汚水処理設備の更新につきまして、汚水処理を継続しながら更新を行うことが技術上可能であることが確認できましたので、国庫補助を活用し、5か年計画で設備更新してまいります。

農業集落排水事業特別会計におきましては、松岡吉野地区の公共下水道編入に関し、財産処分協議が整いつつありますので、令和2年度末での編入に向けて管渠の接続工事をしてまいります。

上水道事業会計では、安全、安心な水道水の供給を念頭に、志比浄水場においてろ過設備の更新を実施するほか、これまでに引き続き、漏水調査及び漏水箇所での修繕に努めているところでございます。

次に、永平寺支所、上志比支所について申し上げます。

支所業務については、防災中心拠点であることのほか、戸籍、住民台帳、各種届出から、税、公共料金等の収納業務など幅広い知識が必要であり、支所で完結できる手続については、ワンストップ対応を取れるようストレスのない窓口対応を心がけ、本庁をはじめ上志比地域振興センターや各種団体とも連携を密にこな

から身近な相談窓口となるよう努めてまいります。

上志比支所につきましては、10月から新支所での業務開始を予定しており、万全の準備を整えてまいります。永平寺町における防災中心拠点施設に位置づけているため、非常用自家発電装置を整備し災害に備えてまいります。

次に、消防部局について申し上げます。

現在、管内の外国人居住者や外国人来訪者からの119通報や救急現場での対応には、多言語コミュニケーションシートや単語・会話ガイドブック等を活用しておりますが、聴取に時間を要し、詳細な内容把握が困難な状況であります。また、聴覚障がい者などに対しては、緊急通報ファクスやメール119にて対応しておりますが、詳細な症状を確認することが難しく、対応が遅れることがあります。このため、外国人からの119通報時や救急現場での会話等に通訳者を入れた三者通話にて対応する多言語通訳アプリと、聴覚障がい者など、音声による119通報が困難な方に、スマートフォンなどからインターネットを介して119通報ができるネット119緊急通報システムを整備いたします。

次に、違反対象物公表制度の開始に伴い、永平寺町内の違反対象物の状況が一般の方でも認識できるようになることを踏まえ、安全、安心まちづくりを確保するため、違反対象物の減少を図る必要があります。

従来から計画的に対象物の査察を実施してまいりましたが、昨年6月に発生した大規模工場火災を受け、類似工場の緊急査察を実施し、また消防用設備等点検結果報告書未提出対象物への指導を行ったことにより点検結果報告書の提出率が増加し、一定の成果が得られたものと考えております。

これを踏まえ、令和2年度も、点検報告書が未提出の対象物に対して書面にて点検報告の意思表示を確認し、さらに提出率が上がるよう取り組んでまいります。

次に、消防団体制につきましては、上志比地区の上志比西分団車庫、東分団車庫がそれぞれ平成元年に建設され、老朽化が見られるほか、耐震性が保たれていないことから、2分団を統合した消防施設を上志比支所北側に新築するため実施設計を行います。建設工事につきましては、令和3年度以降といたします。

また、消防団員による地域消防力の充実強化を図るため、昨年11月に横浜市で開催された全国女性消防操法大会では、福井県代表として女性消防団員が出場し、健闘した映像をケーブルテレビ、SNSなどで広報したところ、10代の女性2名の入団につながりました。今後も基本団員の加入促進に努めるとともに、消防団員の指導、育成を引き続き行ってまいります。

また、大規模な災害が発生したときに自主防災組織と消防団との連携を強化するために、元消防職団員や自主防災組織の隊長による機能別消防団員の充実整備に努め、また、それに伴う災害活動時の補償にも取り組んでまいります。

次に、大規模工場や木造の建築物が多い地域及び住宅密集地などの大規模な火災につながる危険性が高い地域を指定し、消防車両の進入が困難で、使用できる消防水利が限られ消火用水が不足するなど、消防活動が容易でない地域の現地調査を行い、火災発生時における効率的な消防活動力強化に努めます。

同時に、消防団との連携強化を図るため、定期的に大規模火災対応の訓練を合同で行い、被害の軽減に努めてまいります。

救急救助体制の充実強化対策として、増加傾向にある救急出動に対応するため、令和2年度も救急救命士の養成に職員1名を派遣します。また、住民の救急講習の受講率を高め、救命率向上に取り組んでまいります。

いまだ感染拡大を続けている新型コロナウイルス対策として、県内での感染者発生に備え、感染防護服の着脱、脱衣等の訓練を実施するとともに、福井大学医学部附属病院救急部の先生を招き研修会を実施するなど、万全を期してまいります。

さらに、今年度、更新整備いたしました最新鋭の救助工作車により、交通量が増加している中部縦貫自動車道などでの事故、九頭竜川での水難事故に充実した装備をもって対応し、住民の生命、身体、財産の被害軽減に努めてまいります。

次に、学校教育課について申し上げます。

学校教育関連では、今年度から今後の学校の在り方について検討を始めております。少子化を含めた社会情勢の変化が教育環境に様々な影響を及ぼすことが懸念される中、将来にわたって質の高い教育を維持するためには、児童生徒にとってどのような教育環境が必要かを議論していただきます。令和2年度は2年目となることから、アンケート調査結果に基づき4回の委員会を開催し、委員会からの答申を頂くこととなっております。検討委員会につきましては傍聴可能とし、またホームページでも会議資料や会議録を公表するなど、今後も可能な限り町民に開かれた、透明性の高い議論になるよう努めてまいります。

会計年度任用職員の配置につきましては、従来の給食調理員、用務員及び支援員に加え、吉野小学校で必要となる複式学級解消講師、及び医療的ケアを必要とする児童が小学校に入学することに伴う看護師を新たに雇用いたします。

学校施設関連では、老朽化が進む学校施設の修繕、改修を効率的に行うため、

今年度、各学校からの要望箇所全ての現場立会いを行った上で、優先度を定める調整会議を行いました。長期計画による大型事業の関係で、令和2年度当初予算における修繕料、工事請負費の総額は減額となっておりますが、児童生徒を危険から守るため、今後もこの取組を継続し、緊急性の高いものから効率的な整備を行ってまいります。

教育コンピュータ整備につきましては、文科省のGIGAスクール構想に基づき、令和5年度までに1人1台のコンピュータ整備を行ってまいります。現段階では補助制度の詳細が明確でないため、国や他自治体の動向を注視しながら令和2年度補正予算にて計上させていただきたいと考えております。

今年度から水泳の授業がなくなったことに伴い今後の利活用方針が定まっていない上志比中学校のプールにつきましては、地権者の意向を確認した上で、広報紙やホームページ、フェイスブックを通じて今後の利活用のアイデアを求め、幾つかのご提案を頂きましたので、公園としての活用などの案も含め、議員の皆様とも相談しながら方向性を決めてまいります。

次に、生涯学習課について申し上げます。

近年、自治会同士が連携し、自主的、主体的に地域活動やイベントに取り組む事例が増えてきています。これまでも、わがまち夢プラン育成支援事業の補助を受けたすばらしい取組が多くあり、これらの活動をさらに拡充、充実を図るとともに、参画と協働のまちづくりを推進していくために地域づくり応援事業補助金を創設します。複数の町内会等が共同、連携して実施する事業や、過去にわがまち夢プラン支援事業による補助を受けたもののうち、拡充や発展が期待できる事業などを対象としており、住民の自主的なまちづくり活動を支援していくもので、補助額は補助対象経費の2分の1、100万円を上限としています。この事業により、住民活動の活性化や自治会同士の連携を促し、活力あるまちづくりにつながるものと考えております。

公民館については、去る2月14日、文部科学省が特に優秀な成果を上げている公民館を表彰する第72回優良公民館に、永平寺公民館が選ばれました。昨年度より実施しているひまわり背高のっぽ大会では、学校や幼稚園、駐在所や地区内の団体、子育て世帯や高齢者などを巻き込み、広報紙で経過を報告しながら地域の話題を提供し、地域間の交流を促進しました。ほかにも児童館、放課後子ども教室などと連携した企画講座の開催など、「み～んな顔見知り」を合い言葉にしながら、地域に密着した活動が評価されたものです。

また、上志比支所の建設に伴い、上志比地域振興センターは公民館として本格運用されることから、本来の公民館機能を充実するための改修工事を行います。以前、この施設を避難所とした際には、1階が事務所のため、2階の和室を使用しましたが、高齢者の皆さんには使いづらいことから、やすらぎの郷に変更しております。改めて避難所に指定するために、事務所のあった1階の多目的ホールはカーペット敷きとし土足禁止とすることで、高齢者などの囲碁や将棋での利用や、幼児など親子で参加する企画や集会に活用できます。そのほか、住民のニーズにも対応しながら必要な修繕を行い、子どもから高齢者までが気軽に立ち寄れて、集い、交流できる公民館を目指してまいります。

松岡公民館も、平成30年度までの大規模な改修工事の効果もあり、12月末現在で既に1万4,000人を超え、改修前と比較すると1.4倍に増えております。これら公民館には公民館主事を配置し、公民館長と共に地域に密着し、自主的で地域ニーズに対応した活動が展開されております。このような活動や自主性をさらに推進していくために、公民館主事を1名増員いたします。

また、公民館や地域活動への若者の参画が少ないことから、青年層をターゲットとした企画講座を開設し、公民館とのつながり、同年代の人たちとのつながりをつくりながら地域活動へと結びつけてまいります。これまで取り組んできた成果が着実に表れてきているものと考えております。

今後も、町内の公民館長や公民館主事と連携を取り、地域に愛される公民館づくりを進めてまいります。

次に、現在の町スポーツ協会は、町民の親睦融和とスポーツ振興をさらに推進することを目的に組織改革を進めています。地区ごとに行っていたスポーツ交流大会を取りやめ、町全体を対象とした大会を増やし交流を図ること、また、競技人口の拡充や競技力向上については、各種目の協会を中心に実施することを方針として掲げ、自立した運営体制の確立を目指し、町職員が担っていた事務的な業務も各協会へ移行する準備を進めています。町としてもこれらの積極的な方向性を評価しており、支援してまいりたいと考えております。

文化財保護事業については、令和2年度に向け、これらの文化財に対する取組について検討を重ねてまいりました。その中での課題としては、まず四季の森文化館の地下に保有する遺物などの資料の整理が必要であると考えております。そのほか、文化財の活用や広報なども必要であるため、次年度において知識と経験を有した会計年度任用職員を1名採用し、課題である資料整理を進めながら本町

文化財保護業務の充実を図ってまいります。

次に、会計課について申し上げます。

各基金の管理運用については、現在のマイナス金利政策により金利は低い中、公金の管理運用は、元本の安全性の確保を第一に一定額の資金の流動性の確保、さらにこれらを十分確保した上で、運用収益を最大化することを目指し運用してまいります。

窓口対応に関しては正確に行い、庁内の収入、支出に関してもしっかりと指導、監督をしてまいります。

以上、申し上げてまいりました主要施策を遂行するため、本定例会にご提案いたします議案等についてご説明を申し上げます。

まず、令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分について、その概要をご説明いたします。

歳出では、松岡幼稚園の擁壁について崩壊の兆候が見られ、崩壊すると園児や松岡小学校児童等の人命に関わる事態が想定され、早急に安全確保の対応をする必要があることから、測量設計業務委託料450万円及び仮設の擁壁対策工事200万円、合わせて650万円を2月6日付で専決させていただいたものでございます。

歳入は、全額、前年度繰越金を計上いたしております。

次に、令和元年度永平寺町一般会計補正予算案の主なものについて、その概要をご説明いたします。

歳出では、財政調整基金積立金に7,600万円、介護保険会計繰出金1,680万4,000円、中山間地域総合整備事業負担金に715万5,000円、在宅訪問診療所特別会計繰出金に3,149万9,000円、米需給調整円滑化推進事業で702万1,000円の減額、国の補正予算に伴うものとして社会資本整備総合交付金事業に3,050万3,000円など、9,210万3,000円の計上をしました。また、令和2年度会計へ繰り越しするための繰越明許費の設定などを併せて補正いたします。

歳入では、令和元年度算定により額が確定した普通交付税を1億9,000万円増額、国民健康保険基盤安定事業の額の確定に伴い、県補助金の保険基盤安定事業制度負担金387万円を増額、国庫補助金として、広域入所事業の実績に伴う広域入所負担金298万8,000円を増額しております。一方で、各事業の執行状況により余剰となった予算における財源も今回減額し、これら増減要因を

踏まえた上で財政調整基金繰入金を減額し調整しております。

また、特別会計では、国民健康保険事業特別会計補正予算につきまして、国保事業の適正運営を図るため、財政調整基金積立金の計上や財源組替えを行い、後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、広域連合に納付するための保険料収入の増加分を増額、介護保険特別会計補正予算につきましては、サービスの利用量及び対象者の増による居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費等の増額分等を増額、町立在宅訪問診療所特別会計補正予算につきましては、診療報酬等の減に伴う一般会計繰入金等の増額をそれぞれ行うものでございます。

次に、令和2年度当初予算の概要について申し上げます。

本町は近年、人口減少傾向にあり、町民との協働のまちづくりや学生などの若い人たちとの交流、自動走行実証実験やI o T推進ラボなど先端技術のまち、さらには、大本山永平寺をはじめとする歴史や伝統文化、自然などを生かしたまちづくりが全国から注目されております。

しかし、地方公共団体を取り巻く環境は厳しく、本町においても、少子・高齢化に伴う社会保障費や教育費の増加、公共施設の更新、長寿命化など、多額の財政需要が見込まれています。

今、地方自治体に求められているのは持続可能な安定した自治体経営であり、地域社会の構築です。禅、SHO J I Nや自動走行をはじめとするM a a S、I o T、5 G技術の取組を国内外に積極的に発信することで地域全体のブランド力が向上し、新たな価値を創造する原動力が生み出され、町民のふるさとへの誇りと自信が一層高まることが期待されています。

将来を担う子や孫に過大な負担を残さず、経常経費の削減や自主財源の確保に工夫をするとともに、全ての町民が安全で健康に過ごせるまち、今後、幹の太いまちへと育て上げるための予算としました。

令和2年度当初予算編成については、第2次永平寺町総合振興計画及び永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた重点施策の着実な推進を図り、限られた財源の中で最大の行政効果を生み出すような編成を行い、老朽化する各種施設、設備等を改修あるいは更新していくなど、将来にわたって必要となる資産の保全にも努めております。

また、効率的な行政運営を推進するため、毎年度実施している事務事業評価の結果や、議会から頂きました令和元年度事務事業の議会評価意見書等も踏まえ、



合理的な予算編成といたした次第でございます。

主な歳入についてですが、町税は、給与所得の増加や給与の特別徴収の推進等により、町民税は1,042万円の増を、新築家屋の増はあるものの、償却資産の減により固定資産税は1,627万4,000円の減収をそれぞれ見込み、町税全体では対前年度比633万5,000円減の20億111万2,000円を計上しました。

また、地方消費税交付金は、消費税率の引上げに伴い7,100万円増の4億3,300万円を、地方交付税は、地方財政計画を踏まえ前年と同額の35億6,000万円を、町債は、普通建設事業の増加に伴い100万円増の5億5,600万円を、そのほか必要な財源確保のため、財政調整基金から2億5,000万円を繰り入れました。

歳出においては、幼児教育・保育無償化や子ども医療費の充実など子育て世代の環境整備に伴う事業費、幹線道路の改修や都市計画見直しのための事業費、森林環境譲与税を原資とした森林整備の促進、会計年度任用職員制度の運用開始による処遇改善に係る経費を計上しました。

この結果、令和2年度の本町の一般会計の予算総額は83億4,023万2,000円となり、前年度に比べて1億2,502万8,000円の減額、率にして1.5%の減となりました。

その主な要因としましては、上志比支所建設・解体工事の減や参議院議員及び知事県議会議員選挙費の減により総務費で5,190万6,000円の減、町立訪問診療所整備事業費の減、やすらぎの郷改修工事費の減により民生費で6,054万8,000円の減、国営かんがい排水九頭竜川下流域負担金の減により農林水産業費で4,879万4,000円の減、救助工作車整備費の減により消防費で8,202万6,000円の減、労働費で1,004万8,000円の減となったところによるものでございます。

また、議場映像・音響設備機器更新工事などにより議会費が2,795万6,000円の増、PCB廃棄物処理業務委託などにより教育費で2,186万2,000円の増、松岡中学校武道場新築工事などの償還が始まることから公債費で6,146万3,000円の増となりました。

また、特別会計におきましては、国民健康保険事業特別会計において、県への国民健康保険事業費納付金の減額と被保険者数の減少により、前年度に比べ1億1,722万3,000円の減、介護保険特別会計において、要介護認定者の増

に伴う保険給付費の増により1億8,088万6,000円の増、上志比山玉地区において小規模宅地を整備するために、新たに土地開発事業特別会計に2,967万円を計上し、特別会計の予算総額は48億2,693万7,000円、前年度に比べて1億2,183万円の増額、率にして2.6%の増となりました。

上水道事業会計では、志比浄水場の膜ろ過装置の更新や、災害に強いまちづくりの一環として給水車を整備することとし、収益的支出が3億1,470万円、資本的支出が1億7,007万6,000円となった次第であります。

また、令和2年度末の基金残高につきましては、財政調整基金は17億4,008万円の確保見込みとなり、不測の財政需要にも備えることができると考えております。

町債残高につきましては91億4,123万1,000円で、令和元年度末より1億1,645万円の減の見込みです。新規の起債発行額を起債元金償還額以下に抑制しているため町債残高は減少にあり、健全財政を維持しております。

なお、臨時財政対策債の残高は37億4,316万3,000円でありますが、交付税の振替であるため、後年度には100%普通交付税で交付されます。また、合併特例債48億8,354万円につきましては、発行額の70%が後年度に普通交付税で交付されるもので、本町の実質的な持ち出しは30%であり、今後とも優良な起債の発行に努めてまいります。

次に、永平寺町防犯隊設置条例の制定以下6件、指定管理者の指定、永平寺町上志比支所新築工事の請負契約締結、永平寺町教育委員会委員の任命同意、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦の案件につきましても、上程の都度、詳細にご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、令和という新しい時代の幕が開けて2年目、これまでの取組を引き続き進めていくだけでなく、変化する社会において求められたニーズに柔軟に対応し、子どもから高齢者まで全ての世代が地域の主役となり、感動が巡り、元気で笑顔の絶えないまちづくりのため、全身全霊で町政運営に邁進してまいりますので、皆様のご指導、ご鞭撻を心からお願いを申し上げ、開会のご挨拶といたします。どうかよろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。11時30分より再開いたします。

（午前11時20分 休憩）

(午前11時30分 再開)

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第4 承認第1号 令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第4、承認第1号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました承認第1号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

松岡幼稚園の擁壁について、崩壊の兆候が見られ、人命に関わる事態が想定されますので早急に安全確保の対策をする必要があることから、対応に係る費用を計上させていただいたものでございます。

なお、この専決につきましては、2月6日に専決をさせていただいたものでございます。

詳細につきましては、この後、担当課より説明をいたします。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） 補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（川上昇司君） それでは、承認第1号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、補足説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、令和2年2月6日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告並びに承認をお願いするものでございます。

お手元、議案書の4ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ650万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億9,288万5,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、5ページから6ページにかけての第1表、歳入

歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款10教育費、項1幼稚園費650万円は、松岡幼稚園の擁壁につきまして、崩壊の徴候が見られ、人命に関わる事態が想定されますので、早急に安全確保の対策をする必要があることから、擁壁測量設計業務委託料及び擁壁対策工事に係る費用を専決させていただいたものでございます。

財源につきましては、9ページのとおり、前年度繰越金を歳入で計上しております。

以上、承認第1号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今回の幼稚園の擁壁につきましては、全協等で説明を受けております。

2月に専決したということですので、今、現状どこまで行われ、そして改工事等につきましても完了はどれくらいになる見通し。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 現状につきましては、委託業務、設計測量業務及び仮設工事、業務については業者と契約はしており、着工にかかっております。

今後の予定でございますが、まず対策工事につきましては、今月から来月にかけてまして準備、フェンス等の撤去とかの準備を行いまして、4月に敷鉄板を設置し、土のうを設置するというふうな予定で進んでおります。

なお、設計業務につきましては、発注しまして4月か5月の上旬まで設計業務を行うという予定でおります。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

採決します。

承認第1号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分についての件は、

原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第5 議案第1号 令和元年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第6 議案第2号 令和元年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第7 議案第3号 令和元年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

～日程第8 議案第4号 令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第9 議案第5号 令和元年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第5、議案第1号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第9、議案第5号、令和元年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算についてまでの5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま一括上程されました議案第1号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第5号、令和元年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第1号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算について申し上げます。

歳出では、国の補正予算対応による事業の前倒しとして、社会資本交付金事業費の増額や国民健康保険特別会計、在宅訪問診療所特別会計などの特別会計への繰出金の増額補正をする一方で、福井坂井地区広域圏負担金の額の確定に伴う不用額や給付対象者の減による扶助費など、減額補正をお願いするものでございます。

歳入では、普通交付税の額の確定による増額、事業費の確定等による国県支出金の増額及び減額、財政調整基金繰入金、臨時財政対策債等の減額補正をお願いするものでございます。

次に、議案第2号から第5号までの特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、国保事業の適正運営を図るため、財政調整基金積立金を計上したほか、財源組替えをお願いするものでございます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、保険料収入の増加分を広域連合に納付するための計上をするものでございます。

介護保険特別会計補正予算につきましては、居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費等において、サービスの利用料及び対象者の増による増額分等を計上するものでございます。

町立在宅訪問診療所特別会計補正予算につきましては、診療報酬等の減に伴う一般会計繰入金等の増額分を計上するものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第10 議案第6号 令和2年度永平寺町一般会計予算について～

～日程第11 議案第7号 令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について～

～日程第12 議案第8号 令和2年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について～

～日程第13 議案第9号 令和2年度永平寺町介護保険特別会計予算について～

～日程第14 議案第10号 令和2年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について～

～日程第15 議案第11号 令和2年度永平寺町下水道事業特別会計予算について～

～日程第16 議案第12号 令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について～

～日程第17 議案第13号 令和2年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について～

～日程第18 議案第14号 令和2年度永平寺町上水道事業会計予算について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第10、議案第6号、令和2年度永平寺町一般会計予算についてから日程第18、議案第14号、令和2年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの9件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程されました議案第6号、令和2年度永平寺町一般会計予算についてから議案第14号、令和2年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第6号、令和2年度永平寺町一般会計予算について申し上げます。

一般会計当初予算では、第2次永平寺町総合振興計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえた施策の推進と、学校施設の改修及び道路改良などインフラの整備など26件の新規事業や15件の拡充事業、28件の大型継続事業に重点配分したところであり、一般会計の予算総額は83億4,023万2,000円となった次第であります。

歳入では、確実に収入が見込まれる町税、地方交付税、国庫支出金、県支出金等を計上するとともに、地方債の借入れと財政調整基金を取り崩して措置をすることとしております。

次に、議案第7号から第14号の特別会計と企業会計予算について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計では、歳出において、療養給付費や高額療養費等を計上し、歳入において、国民健康保険税及び国、県、町による公費負担等を計上し、国民健康保険事業の健全な運営を確保することとしております。

後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計及び町立在宅訪問診療所特別会計におきましても、それぞれの事業が円滑に執行できるよう適正な予算を編成したところであります。

下水道事業特別会計では、中央浄化センターの将来の改築に備えて、下水道施設ストックマネジメント基本計画策定業務を実施します。

農業集落排水事業特別会計では、松岡吉野地区の集落排水事業を公共下水道区域に編入するための工事を実施します。

土地開発事業特別会計については、今年度新たに設置するものでございます。上志比山王地区において小規模宅地を整備し定住促進を図っていくもので、歳入において、土地売却収入及び一般会計繰入金を計上し、歳出では、宅地造成工事費等を計上しております。

上水道事業会計では、志比浄水場のろ過装置の更新や災害に強いまちづくりの一環として給水車を整備します。

その結果、令和2年度特別会計の予算総額は48億2,693万7,000円、上水道事業の企業会計には、収益的支出が3億1,470万円、資本的支出が1億7,007万6,000円となった次第であります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議をいただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第19 議案第15号 永平寺町防犯隊設置条例を廃止する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第19、議案第15号、永平寺町防犯隊設置条例を廃止する条例の制定について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第15号、永平寺町防犯隊設置条例を廃止する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、地方公務員法の一部改正に伴い、特別職の任用が厳格化されたことから、防犯隊の職について特別職には該当しないこととなるため、永平寺町防犯隊設置条例を廃止するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第20 議案第16号 永平寺町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の全部改正について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第20、議案第16号、永平寺町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の全部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第16号、永平寺町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の全部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、事務用品、電算システムなどの物品の借入れや継続的に役務の提供を受ける必要のあるものが多種多様となってきたため、長期継続契約の需要が増えております。長期継続契約を利用できる場合を明確にして適正な運用を図るため、永平寺町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の全部を改正するものです。



以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第21 議案第17号 永平寺町税条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第21、議案第17号、永平寺町税条例等の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第17号、永平寺町税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、税債権及び税外債権に係る督促手数料の見直しに伴い、関係する税条例等の改正及び民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、遅延損害金関係を規定する関係条例を改正するものです。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第22 議案第18号 永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第22、議案第18号、永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第18号、永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、令和元年6月14日、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の成立に伴い、印鑑の登録、証明に関して、印鑑登録の資格にある成年被後見人の表記が変わるため、永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の改正を行うものです。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第23 議案第19号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第23、議案第19号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第19号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、医療介護総合確保推進法の施行による介護保険法の一部改正に伴い、低所得者の介護保険料については公費負担による負担軽減を図っております。令和2年度はさらに軽減強化を図ることとし、第1段階から第3段階までの保険料について改正するものです。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議をいただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第24 議案第20号 永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第24、議案第20号、永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第20号、永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、内閣府が内閣府令で定めたものに準じ、市町で条例として制定することになっております。

令和元年10月からの幼児教育無償化に対応するため、内閣府令の一部改正に伴い、9月議会にて条例の改正をお願いしましたが、内閣府令の改正に誤りがありましたので、9月に改正しました当町の条例についても誤りがあった箇所の改正をお願いするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議をいただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第25 議案第21号 永平寺町給水条例の一部を改正する条例の制定に

ついて～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第25、議案第21号、永平寺町給水条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました議案第21号、永平寺町給水条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、水道法が改正され、指定給水装置工事事業者の指定に有効期間が設定されましたので、給水条例において所要の改正を行うものです。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議をいただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午前11時53分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第26 議案第22号 指定管理者の指定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第26、議案第22号、指定管理者の指定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第22号、指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

永平寺町道の駅禅の里は、地方自治法244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者が施設の管理運営を行っておりますが、これらの施設の指定期間が令和2年3月31日をもって終了することから、令和2年4月1日以降の指定管理者の募集をいたしました。

申請期限までに1法人のみ申請書が提出され、内容を審査した結果、株式会社きらりを指定管理者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、この後、担当課より説明いたします。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより、議案第22号、指定管理者の指定についての第1審議を行います。

補足説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） それでは、議案第22号、指定管理者の指定につきまして、補足の説明をさせていただきます。

議案書の91ページをお開きください。よろしくお願いいたします。

議案第22号、指定管理者の指定でございます。

指定管理者に管理を行わせる施設といたしましては、道の駅禅の里でございます。

この道の駅禅の里につきましては、平成28年にオープンいたしまして、本年、令和2年3月31日をもって指定管理期間が終了することとなりました。このため、永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき、指定管理者の募集を昨年11月から12月にかけて行っていただいたものでございます。

募集要件といたしましては、道の駅の設置条例並びに地方自治法の規定により募集をさせていただいたところ、町内の1法人より応募がございました。

提出されました申請書の審査をさせていただき、また本年1月に選考委員会を開催させていただきまして、指定管理者としまして、議案書にございます指定する団体といたしましては、所在地、福井県吉田郡永平寺町大野島第2号14番地、株式会社きらり、代表取締役、鈴木茂喜でございます。

指定の期間でございますけれども、令和2年4月1日より令和7年3月31日までの5か年間としているものでございます。

以上、簡単ですけれども、補足の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 今度、これまでの管理している法人に対してまた指定管理をお願いするということですが、この評価、指定についての調書みたいなのを、全

員協議会で示されたやつを見ているのですが、一つは、この業者の5年間のその運営に対する評価、行政の評価はどうだったのか。やっぱりそういう調書も含めて、本来は作っておくべきではないか。ただ、その評価項目の中にそういう経験値というのは入っていないように私は思ったので、そこは一つ聞きたいのと。

あと、管理料は今までどおりか。変わっているなら、どういう点が変わっているのか。この場で、やっぱり本会議ですから、きちっと説明していただくとありがたいですが。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） これまでの4年ちょっとの評価でございますけれども、一応商工観光課のほうで、この業者に対しまして、これまでの運営に関するモニタリングをさせていただいております。

ただ、そのモニタリングの結果につきましては、今、選考委員会のほうで提出したものではありません。ただ、申請書の中身の、いわゆる書類審査の中でそうしたことにつきましても商工観光課としてチェックをさせていただいているのでございます。

指定管理料でございますけれども、これまでの指定管理料が年間1, 160万円というふうな金額でございました。

これまでの3年間の指定管理の実績といたしますと、最初の年は赤字でございました。2年目、3年目につきましては黒字の決算という形で出てございます。実際、今年度、また予算で計上させていただいているのは1, 200万の指定管理料ということで、このうち金額的には、まず消費税増税分の金額、それと、やはり働き方改革ということで、今回の4月以降、いわゆる自動で精算するレジシステムの導入の一応リース契約をしていただくということで、今般、その金額の中に入れてございます。また予算の審議等のときにもご説明させていただくと思っておりますけれども、一応今のところは年間1, 200万という金額を考えているところでございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 5年間の評価ですけど、よく分からないですね。ここが大事で、ここは、ほかの指定管理なんかも含めて、そういうことをきちっとやっぱり指定管理業者を選定、要は選考委員会って行うのですが、それについての承認というのですか、は議会でやるので、議会にもそういう内容が分かるように、やっ

ぱり示すことが大事なのではないかなと私は思っています。

今後はね、そういうことも含めて示していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） ヒアリングをした中で、それは選考の中のためのヒアリングではないと思います。来年度の予算に向けてとか、今までの指定管理料が適正であったかというのを商工観光課がしっかり確認して、その評価を、今回は1社だけのプロポーザルだったのですが、何社かがしてきた場合、そこだけの評価を、1社だけの評価をしてしまいますとちょっと公平性に欠ける場合があるかなと思って、今回、プロポーザルの審査会上ではそれは入れなかった。

ただし、今までの、適正にやっているかとか、当初、初年度の目標は25万人だったと思います、お客さんの入り込み。それを初年度から49万人にして、今32万人、ちょっといろいろ、道もできて3割減を想定している中で、それでもずっと耐えていただいているというのもあります。それと、やっていく中で、やはりいろいろ雇用が結構必要になってきたというのもちょっと聞いておりました、これも多くの永平寺町の方を雇用していただいているということもあります。

いろいろな角度で評価させていただいておりますので、また後日、その評価を**出すことは可能です**。ただ、今回のこのプロポーザルとその評価はちょっと分けて、うちは考えていることをご理解いただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 私が何で質問をするかという意味では、実はこういう施設は指定管理、町内の業者がしていると。これは介護関係の施設でもいいです。ところが町の思惑、どういう評価か分からないのに突然変わることがあるのですね。実際に変えたことがありましたよ。そうなってくると、こういうある意味小さい企業というのはなかなか大変な状況になりますよね。そういう意味で、やっぱりきちっと真面目にやってきたかどうか、それがよかったかどうかということのをそれなりにきちっと評価することをしていかないと、5年ごとにまた替えられてしまうことがあるのでないだろうかという不安を持つのでは、僕は一生懸命やれない状況も生まれてくる可能性があると思うのですわ。

ここが大事で、やっぱりきちっとそこは評価書を入れて、そういうところはある意味点数が高くなるかもしれません。その町内から雇用というところなんかをどう評価するかも含めてね、それなりにしていったほうがいいのではないかな。個人

的にこの人たちを私が好き嫌いとかというのは全く別ですよ。それとは別に、公正な評価をする意味で継続してやっていくのは、特に介護とか保育所なんかもそういうことがあるかもしれません。そういうことになってくると、きちっとした評価をやっぱりしていくことを示していくことが、みんなの目にさらすことかどうかということにつながりますから、単にそれを検討するだけの委員会ではなしに、ぜひ議会にも示す機会があると私はいいと思っています。いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） この法人から出てきた申請書の中で、これまでどういった自主事業であるとかということが出てございます。町が求めていた自主事業、いわゆるイベントであるとかそういったものにつきまして、町としてはかなりやっただいているというふうな判断をしております。

どのようなことをされてきたかということにつきましては、また議会のほうにも提示させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 毎年毎年いろんな指定管理をやっている関係課がしっかりとお話をさせていただいて、適正にやっただいているか。もう一つは、やりがいを持ってやっただいているか。今、指定管理、どちらかという民間移譲で値段をずっと下げて、指定管理を受けてくれる人がいなくなっている中で、頑張ったら、頑張った分は自分たちの会社にどう反映されるか、そういったこともこれからしっかり考えていかなければいけないなと思っております。それは各課、所管の課がしっかりとやっておりますし、単年度、単年度の予算、そういったものにも反映をされていると思っております。

またしっかりと、いい意味でのチェック体制を整えていきたいと思っておりますので、またよろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今、金元議員が言われたこととも少し関連はするのですが、1社だから、従前の前年期間の評価が僕は必要だろうと思うんです。2社となると、複数社となると、前年の評価を入れるということはちょっと公平性に欠けるのかも分かりませんが、1社だからこそ、前期の評価を是非していただきましたかっただいと思っております。その質問は今ほど、後ほど出していただけると

ということなのでそれで結構なのですから。

1つは、選考委員会の評価が出ております。各自200点満点で7名の方が選考しているわけですが、この指定管理に選考されたというラインは決めていらっしゃるのでしょうか。要するに点数のラインですね。1社だからといって低い点数では、それがその方を指定するということにはならないとは私は思っていますので、そのラインは設けているのかということでもあります。

2つ目には、7名の選考委員の方の得点を見ますと、最大評価と最小評価、比べますと50点の開きがあります。200点持ち点の中で50点開きがあるということは、4分の1も差があるということは、かなり大きいかなというふうに思っております。その中で、特に3番目の道の駅の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図れるものであることという項目の評価が、平均で65.7%が最小、最低の点数をつけた方については、その項目は20点満点中半分も行っていないという評価をしております。この件についてはどのように選考委員会の方のご意見を聴かれているのでしょうか、それとも町としてはどのようにこの評価を捉えているのでしょうか。

2点をお聞きしたいと思います。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） まず、このいわゆる合格ラインと申しますか、につきましては、基準としては平均60点というものを一応選考のラインとして考えてございました。今般につきましては、一応各平均で85点というふうな結果でございました。

今の7名の審査員の方の点数で一番高い方と一番低い方、実際に58点という差が実は出てございます。中にいわゆる、先ほどありました経費の縮減が図れているかどうかというところでは、最高点が16点で最低点の方が8点というふうな状況でございました。ただ、この8点という点数を実際に誰がつけたかというのは、正直言って、私、中身分かっていません。7人のうちどなたかが8点という点数をつけたので、この8点はどういう意味ですかということは聞いていたものではございません。

ただ、やはり後で各委員さんからのいろんなご指摘、ご意見がございました。町といたしましては、その選考委員会が出た委員からの意見につきまして、いわゆるこの指定管理者の業者に対して、こういった意見がありますけれども、そういった点についてどのような対応をしていただけますかということでまた書類を



出していただきました。ですから、その選考委員会の会場の中におけるご意見につきましては、その選考された「きらりさん」に対してきちんと、こういった意見があったことに対してどう改善するかということ、改善の提案をしていただいたという状況でございまして、今後も、もし何かいろんなご意見があった場合には「きらりさん」のほうにもいろいろ申入れはさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 7名のうち、どなたが一番低い点数をつけたか分からないというのは、それはそれでいいのですけれども。

ただ、私が聞きたいのは、そのことが重要じゃなくて、選考委員さんの方々の、いわゆる数字では出てこない口頭の評価というのを、出た意見を指定業者に出したということですが、実はそのことを聞きたいのですよ。いいこともあるのでしょうけれども、そうじゃなかった評価もあつたらうと思います。特にこの3番については、管理運営に係る永平寺町の支出経費を縮減させる取組というところで評価が低いということであれば、私の想像ですけれども、このことだけ考えますと、いわゆる指定管理料が、これだけの額がいいのかどうかということの評価にもつながっているのではないかなと。もう少し努力すればもう少し指定管理料も縮減されるのではないかなというような思いもあるわけなので、それも含めて選考委員さんの生のご意見はどんなものがあつたのか、それと、それに対して指定管理者もこのように対応しますよということがあるのならば、それもぜひお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） そうですね。選考委員会から出ました意見と申しましては、やはりいいご意見も多々ございました。いろんなイベントを開催していただいているという面におきましては、大変地元も協力して活気が出るといったことがございました。

ただ、逆に、言い方としては、上志比の地区にこの施設がございまして。やはり参加されている方が上志比の方が多いということで、松岡とか永平寺の方にももっともっと参加で来ていただけるようなイベントを考えていただきたいというふうなこともございました。また、今後、やはりもっとレシピ開発につきましても、より多くのいろんなレシピを考えていただきたいといったこともございます。そ

れと、道の駅の人材育成というものに対しましても、どういったことをやっていますかといったご意見なんかもございました。あと、足の悪い方などの対応をもっとよりやっていただきたいとか。比較的、当時の提案していただいた中の質疑応答の中では、そうしたご意見なんかもいろいろございました。

ただ、全体的なことを言いますと、やはり永平寺町の道の駅、今後、勝山とかもできるけれども、地元の盛り上げのためにやっていただきたいというふうなご意見がやはり多数を占めていたかと思います。

今のその点数が低かったというところまでについては、その選考委員会のときに追及まではちょっとしていなかったというのが現状でございます。すみません。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 選考委員さんからのご意見はなかなか聞けなかったのは分かるのですが、ただ、この評価を見て、やはり担当課としては、これの分析をして、今後の指定管理者の運営にぜひ有効に働くように努力していただきたいなと思います。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） 今の指定管理者の件でございますが、ここに資料として頂いております指定管理者選考委員会の中に、何というのですか、企業診断あるいは経営診断あるいはいろんなその専門の分野におけるそういう方はこのメンバーの中に、7名の中に入ってらっしゃるのかお伺いします。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） 7名の中の委員さんといたしましては、企業診断をされるという方はおりませんけれども、銀行の支店長の方であるとか、郵便局の方という形で、いわゆるいろんな融資とかに関わっている方は入っていらっしゃいますので、診断士は入っていませんけれども、そういった経営的な角度では見ていただけたのではないかなというふうには考えている次第でございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） こういう客観的に、このエリアの中で、永平寺町の中でそのエリアにあった施設としてどういう利用をさせていただいているか、どういう提案をさせていただいているかという部分では、それはそれでいいのかもしれませんが、対マーケットというか全国レベルでの、どういうコンセプトで、どこへ何を売り

出すかということにつきましてはね、ある意味もっと専門的に、もっととがった人、その専門分野に深く入れる人もメンバーの中に入れていただくと、より有益なアドバイスが、より競争力についてどう深められるかというような点を向上できるのではないかと。

今ここにいらっしゃる、示されたメンバーの方が駄目という、そういう意味ではないですよ。これはこれで地元のことをよく理解されて、地元の施設として、上志比地区の施設としてどうリードしていってもらうかという視点からの見方は十分できる方々だと思いますが、専門は専門として取り入れるという部分もあつたらいいのかなというふうに思います。もし次回のときに参考にしていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） 永平寺町には指定管理する施設が幾つかございますので、やはり全庁的にどういった方を選考の委員さんにするかということにつきましては、町内の、また連絡会等におきまして協議させていただけたらと思っております。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、これで議案第22号、指定管理者の指定についての第1審議を終わります。

暫時休憩いたします。

（午後 1時26分 休憩）

---

（午後 1時26分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定しました。

これより、第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これより、議案第22号、指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第27 議案第23号 永平寺町上志比支所新築工事の請負契約締結について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第27、議案第23号、永平寺町上志比支所新築工事の請負契約締結について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第23号、永平寺町上志比支所新築工事の請負契約締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

永平寺町上志比支所新築工事に係る入札が1月29日に執行され、契約相手方と工事請負契約を締結するに当たり、予定価格が5,000万円以上の工事となりますので、地方自治法第96条第1項第5号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、この後、担当課よりご説明いたします。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(江守 勲君) これより、議案第23号、永平寺町上志比支所新築工事の請負契約締結についての第1審議を行います。

補足説明を求めます。

上志比支所長。

○上志比支所長(山田孝明君) 議案第23号、永平寺町上志比支所新築工事の請負契約締結についての補足説明をさせていただきます。

議案書の92ページをお願いします。

永平寺町上志比支所新築工事が予定価格5,000万円以上の工事となりますので、地方自治法第96条第1項第5号及び永平寺町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1、工事名は、永平寺町上志比支所新築工事。2、契約方法は、一般競争入札。3、契約金額は、1億236万3,800円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額930万5,800円）。4、契約相手方は、福井県吉田郡永平寺町松岡春日3丁目76番地1、清川建設株式会社、代表取締役、清川主税。

以上、議案第23号、永平寺町上志比支所新築工事の請負契約締結についての補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 私は、このいわゆる入札における予定価格の設定なんかが、92%が一つ基準になっているということで高くないかということをお協でも質問しました。

ただ、町の説明では、公共事業は民間と比べて高くなるのが普通というふうなことで言われていたように私は思っているのですが、僕は、いわゆる一般土木工事とこういう建設とはちょっと意味が違うと思うのですね。例えば、ここらは設備についてはほかのいろんな下請、入ってくる業者に行くと思うのですが、常識的に入ってくる金額等のことを考えると、それはこの92%という一つの基準になる予定価格でいいのかどうか。実際は91.917ということが示されていますけれども、その辺いかがなのでしょうね。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 最低制限価格のことだと思いますけれども。最低制限価格につきましては、町の最低制限価格制度実施要領に基づきまして、それぞれ設計額にあるそれぞれの経費を、その実施要領に基づきまして、経費に掛ける割当てを掛けて最低制限価格を出しているという状況です。それを電子入札のシステムにかけまして、そのシステム上ランダムに係数を掛けて、最終的にその最低

制限価格を算出しているという状況です。そういった中で実際に応札していただいた業者が、結果的にはその請負率としては92%になっているという状況が今回の状況であります。

その最低制限価格につきましても、県に準じた制度を用いている中で、その計算上出された数字が92%を超える場合には92%にするというふうな形での実施要領に基づいて定めておりますので、これについて、こちらのほうで誘導するとかそういったことは一切ございませんので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これにつきましては、まず品質管理法、国のほうからしっかりこの法律を遵守するよということをお求められていますのと、もう一つ、この建物をよその市町の設計で当てはめて建てたとき、それでもこれとほぼほぼ同じ数字になります。これはうちだけの基準でやっているのではなしに、全国のこの基準に当てはめて設計をしまりますので、この数字になっていく。そして品質管理法という法律がありますので、これは事業者をしっかり守るのと、公共施設がしっかりとしたものを作ってもらう、こういった意味合いもある法律ですので、これは行政の立場としてはしっかり遵守していくということがあります。

ただ、いつとき、ずっと抽選が続きましたので、その数%の、数%までも行かないんですけど、それもコンピュータの中でランダムに品質管理法に触れない程度の位置づけを、そのときに公平性を保つためにコンピュータがその数字を出しますので、その辺もご理解をいただきたいなど。これにつきましては議会からの指摘もありましたので、そういうふうにさせていただいております。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） この入札結果というのか、若干下回って失格になっているのは、それは惜しいと思いますけれども、数万円の違いですから、それについて僕はとやかく言っていません。入札は、公正に行われたということを前提にしても、僕は、こういう建設事業に関しては、いわゆる最低制限価格をもう少し考えてもいいんじゃないかと。特に、国の適正、法の話を行いますけど、いわゆるこういう契約行政というのは自治体固有の権限でしょう。国の権限ではないですよ。特に支所建設というのは、合併特例債はあるにしても、国が具体的に補助する、支援するという制度の下で造るものではないでしょう。そういうのは結果的に、例えば統廃合の問題とか、いろんな古いやつを幾つか整理して一つにするとかと

いう意味では支援があるかもしれないけれども、そういうのとは全く別個の事業ですから、それは自治体固有の権限に基づいてやられるべきでないかと。そこは独自色を出しても当然いいのではないかと。法に触れることは何ら問題ない。

それと、実勢、主に下請、孫請をべらぼうにたたかどうかというのは、現実的に公契約がどうなっているかというのを、もっと下請、孫請まで含めて行政がつかんでいるというなら別ですよ。そういうことを具体的にやっていると色々な資料として示してこない状況の中では、それはやっぱり一定の行政の権限による予定価格の設定やら最低制限価格の設定があってもいいのではないかなって、私は思っています。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この品確法が国から言われる前までは、各市町が独自性を持ってやっていたんだと思います。既に永平寺町も歩切りという形で、それに準じてやっているという、そういった状況でした。

ただ、本当にその建物がしっかりした状況、施設ですので、建物なんかどうしてもおっしゃられた下請、孫請が大変なことになっているのではないかと、そこをしっかりと是正するために品質管理法をしっかりと遵守するよという国からの指示がありまして、今、こういうふうな体制になっております。

また、金元議員言うように、これがしばらくこうやって続いていきまして、いろいろ疑問を持たれている、また国のほうもこれはちょっと違うかなとか思いましたら、また違った指示があるのかなとも思いますが、今はしっかりコンプライアンスの中でこういうふうに進めていきたいなと思っております。金元議員のおっしゃっていることは僕もよく分かりますが、これについてはこういうふうに進めていきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 実はね、この建築ですと下請、孫請がどうなっているかというのはあんまりよく分らないのですが、最近論議されたのでは、去年の9月の議会で給食調理員をいわゆる派遣会社に依頼するというので、時給単価1,500円、実際にあたっているのはその半額ぐらいではないかという話が実際ここでされましたよね。800、最低賃金に近い金額でないかということ、「いや、そんなことはないだろう」と僕言ったら、「そんなもん、あんたのほう常識知らんのや」と僕、皆さんに言われましたよ。そういうやじまで飛んだんですけど。私が言いたいのは、そういう実態、本来はそういうところも含めてきちっ

と下請の状況をつかんでおく必要があると。

だから、そのことを考えると、下請、孫請でかなり厳しい発注の状況をしているということをつかんでいて、それを是正、指導して、下請、孫請まで町の思惑どおり一定の金額が渡っているというならいいですよ。そういう実態が制度化されていない。だから、町によっては、公契約条例というのをつくって、下請・孫請まできちっと報告される、つかむということをやっているところがあります。そういうのがない中で、歩切りという言葉になりますけど、いわゆる最低制限価格を高止まりしておくのはいかがか。そういう制度まで含めてやられているのなら別ですよ。国はそういう下請、孫請の状況をちゃんと報告するという制度になっていますからね。そこは言っておきます。

ただ、この工事を、私、反対するという意味でいっているのではないですよ。もっと厳しい、町の財源確保も含めた発注の仕方もあるのでないかという提起です。

以上です。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 今ほどこの中で、給食調理員の派遣の、現実に本人に渡る金額ということがありましたけど、これは答弁の中でお答えしたということではございません。私は、それは言っていないと思います。

（「それは全協の答弁でなかった？」と呼ぶ者あり）

○学校教育課長（多田和憲君） はい。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午後 1時40分 休憩）

---

（午後 1時41分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

学校教育課長より答弁を求められておりますので、これを許可いたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 今現在の非常勤調理員、最低の方は、やはり最低賃金に合わせた829円です。ただ、来年度は会計年度任用職員の制度が始まりまして、人件費は、時給は上がります。来年の当初予算、当然その上がった金額で計上しております。

今現在、まだ派遣に頼っている実情、現状がございます。今、調理員の募集、



広報でもいろんな場所ですてしておりますが、3月いっぱいまでに会計年度職員としての募集がこちらの定員を下回った場合は、やはり派遣をまた4月以降もということをお願いしていかなければいけないというような状況であります。今、何とかそれを会計年度任用職員で満足しようとするいろいろな募集のほうはしておりますので。これは今のところそういう状況です。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 本当に今回いろいろありまして、会計年度職員になりますので、4月からはしっかりとした対応でやるので、基本的には会計年度職員で賄っていきたいなと思っているのですが、時給等も上がりますので、それでアナウンスしていきたいなと思うのですが、万が一、手を挙げる方がいない、人手不足の件もありますので、そういった場合はまた引き続き委託をしていかなければ、学校給食が止まってしまうことになってしまいますので、その辺についてはまたしっかりと対応していきたいと思います。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、これで議案第23号、永平寺町上志比支所新築工事の請負契約締結についての第1審議を終わります。

暫時休憩いたします。

（午後 1時43分 休憩）

---

（午後 1時43分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定しました。

これより、第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

これより、議案第23号、永平寺町上志比支所新築工事の請負契約締結についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第28 議案第24号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第28、議案第24号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程をいただきました議案第24号、永平寺町教育委員会委員の任命同意について、提案理由のご説明を申し上げます。

教育委員会委員のうち、栗田浩史氏の任期が本年3月31日をもって満了となるため、後任に根来航平氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

詳細につきましては、この後、担当課よりご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(江守 勲君) 補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長(多田和憲君) それでは、議案第24号の補足説明を申し上げます。

議案書93ページをご覧ください。

今ほどありましたとおり、教育委員会委員4名のうち栗田浩史委員が4年間の任期満了を迎えますので、後任に根来航平氏を任命したく、法律の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

この法律では、委員の中に保護者である者が含まれるようにしなければならないということが義務づけられておりますが、アワタ委員以外の委員には現在これに該当する方がおられませんので、新たに選任する委員は保護者あるというこ

とが要件となっております。

根来氏は、小学生、中学生の保護者であることに加え、人格、識見ともに優れた方であるということから、本町の教育委員会委員として適任と考えております。

根来氏の略歴は、94ページにありますとおり、福井医科大学を卒業後、整形外科医として病院勤務され、平成29年5月、松岡神明3丁目に丘の上整形外科医院を開業され、現在に至っております。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

採決します。

議案第24号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についての件を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

～日程第29 諮問第1号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第29、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程をいただきました諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

永平寺町人権擁護委員1名が本年6月30日をもって任期満了になるため、その後任者に山口利明氏を候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

詳細につきましては、この後、担当課よりご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） 補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（平林竜一君） それでは、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について、総務課よりご説明させていただきます。

議案書の95ページをお願いいたします。

人権擁護委員法に基づきまして、法務大臣が人権擁護委員を委嘱する際には、町長が人権擁護委員の候補者を選定しまして、議会の意見を聞いた上で法務局へ推薦する必要があるということから、今回、同法第6条第3項の規定により、議会のご意見を求めるものでございます。

推薦する候補者は、氏名、山口利明氏。住所、永平寺町京善第9号14番地。生年月日、昭和25年3月12日でございます。略歴は、96ページに記載のとおりでございます。

山口氏は、長年の福井県職員としての勤務経験や、直近では民生委員・児童委員としての経験から、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権に対して深い理解があり、これまでの知識を生かし、人権擁護、人権啓発に活発な活動が期待できるものと考えております。よって、候補者にふさわしいと判断いたしました。人権擁護委員として適任であると考えますので、山口氏を法務大臣に推薦させていただくものでございます。

なお、任期は3年でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は山口利明君を適任とすることです。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は山口利明君を適任とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

（午後 1時51分 休憩）

(午後 1時52分 再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開いたします。

本件は、お手元に配付の意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

～日程第30 議員派遣の件～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第30、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。なお、派遣期間、派遣場所、派遣議員等の変更については、議長に一任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午後 1時52分 休憩)

---

(午後 1時53分 再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日2月26日から3月1日までを休会としたいと思います。ご異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、明日2月26日から3月1日までを休会とします。

3月2日は午前9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしく  
お願いします。

本日はご苦労さまでした。

(午後 1時53分 散会)